

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（ひぐらし小学校普通教室棟、運搬車及び配膳台）	№5200690
工（納）期	令和7年3月28日	
契約締結日	令和6年11月11日	
契約金額	8 6 3 , 5 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社オーキン (法人番号：9011801006507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	備品購入契約（ひぐらし小学校普通教室棟、運搬車及び配膳台）
指名業者 （案）	名 称 株式会社オーキン 所在地 東京都足立区保木間 2 丁目 2 - 1 9 代表者 代表取締役 春山穂高
特命理由	本件は、令和 7 年 4 月より供用を開始するひぐらし小学校普通教室棟において、学校給食時に使用する備品を購入する契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 【物品指定について】 今回指定で購入する運搬車は、給食時の陶磁器食器運搬における衝動振動を吸収防振することができるゴムを使用しており、低振動機構の運搬車は他にない。また、配膳台については、現在使用しているものと同じ構造であり、取り扱いに関して、児童生徒への新たな指導が必要ないことに加え、平面台板が長く、大小のパイプの差し込み式でストッパーが付いており、台板の段差がなく、安全に作られており、こうした構造の製品は他にない。以上のことから、本製品の指定は妥当である。 【相手方指定について】 上記業者は、学校給食用運搬車及び配膳台の製造、販売を行う事業者であり、全国的に納入実績がある。また、今回の購入品について、上記業者が製造元であり、直接購入が可能なため、区内の取扱業者を通しての購入よりも安価に購入することができる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）